

機関番号：33918  
 研究種目：基盤研究（C）  
 研究期間：2008～2010  
 課題番号：20530030  
 研究課題名（和文）ドイツ語圏諸国におけるエコロジー憲法構想の意義と問題点に関する研究  
 研究課題名（英文）Study on the meaning and the problem of the concept of ecological constitution  
 研究代表者  
 前原 清隆（MAEHARA KIYOTAKA）  
 日本福祉大学・子ども発達学部・教授  
 研究者番号：20181604

研究成果の概要（和文）：ドイツ語圏諸国（ドイツ、スイス、オーストリア）におけるエコロジー憲法（エコロジーを構成原理とする憲法）について、学説や運動による構想、諸国の連邦および州（ラント、カントン）における実定憲法化の過程と現状を明らかにした。同時に、それが憲法に関する近代的な原理（人権の保障や民主主義など）との関係で一定の緊張関係にたつものでもあることを示唆した。

研究成果の概要（英文）：The concept of ecological constitution (the constitutional law which has the constituent principle of ecology) by the theory and the movements and process and present situation of its Legislation by the federation(Bund) and the states(Länder, Kantonen) of German-speaking countries (Germany, Switzerland and Austria) were made clear.

On the other hand it was suggested that they were also in a tense relationship in the light of the principles of modern constitution(especially human right and democracy).

#### 交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	500,000	150,000	650,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,500,000	450,000	1,950,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：エコロジー、憲法・世代間公正・未来の世代の権利

#### 1. 研究開始当初の背景

ドイツ語圏諸国では、エコロジー憲法構想が有力に展開されているが、他方、基本権保障、民主制など憲法の基本原理の観点から、それに対する批判も強い。両者の基礎にはさらに、基本的な憲法観のレベルで異なるものがあることも指摘されている。

わが国の憲法学が、これらの構想に対して

その重要性にふさわしい関心を示してこなかったように見えるのも、上記の批判を考慮してのことであろうと思われる。

ところが「環境権と環境配慮義務」を特集テーマとした、『環境法研究』（人間環境問題研究会編集）31号は、「環境配慮義務は一般的に関心がさほど高いように思われない」としたうえで、「環境配慮義務制度の整備と確立が急務」と述べるとともに、「環境権を拡

大した場合、どのようにして将来世代の環境権、さらに人間以外の環境権を守るかという課題もでてくる。その一つの方策として、将来世代の環境利益や人間以外の生物の環境利益を守る番人としてのオンブズマンの設置も考えられる」と述べていることが注目される。

申請者は、これまでドイツ語圏諸国のエコロジー憲法構想の展開に注目し、その紹介に努めてきた。本研究では、その展開を総合的に跡づけるとともに、その理論的な意義と問題点を整理・考察したい。それによって、上記『環境法研究』の問題提起に対する申請者なりの応答を試みたいと考えた。

## 2. 研究の目的

環境・資源・エネルギー問題の深刻化は、各国および国際社会における政治的・経済的・社会的な取り組みを促してきた。法制度や法学のあり方もまた、その取り組みの一部を構成する。

ドイツ語圏諸国（ドイツ、スイス、オーストリア）においては、1980年代以降、エコロジー憲法すなわちエコロジーを基本原理とする憲法の構想が展開されている。それは、法学者による学説あるいは政党や環境保護組織の政策や提言などとして存在するだけでなく、部分的に実定法化をみるに至っている。

そこにおいて注目されるのは、環境権のコンセプトとは裏腹に、将来世代に対する現在世代の責任の観念を前提に、国家目標としての持続可能な発展や市民の環境保護責任などのほか、より具体的に所有権や学問の自由などの基本権のエコロジー的義務づけや、エコロジー評議会（または持続可能性評議会、未来評議会）などの強い独立性をもつ新たな国家機関の創設などが提言されていることである。

注意する必要があるのは、これらが環境保護という目的にとり大きな意義を有する反面、憲法の人権保障や民主制の原理との関係で緊張関係をはらむという側面をもつことである。

本研究は、ドイツ語圏諸国におけるエコロジー憲法構想の展開を跡づけるとともに、近代憲法の原理に照らしてその意義と問題点を考察することを目的とする。

## 3. 研究の方法

(1) ドイツ語圏各国（ドイツ、スイス、オーストリア）において連邦レベルおよびラント・カントンレベルで行われた（行われている）憲法改正に関する議会討議の議事録や新聞等の報道、政党その他の組織等の政策・提言資料、およびこれら各国の憲法・環境法お

よび環境倫理に関する文献などを対象として、エコロジー憲法構想の展開を跡づける。

(2) それが基本権保障や民主制などの近代憲法原理との関係で有する意義と問題点に関する議論を整理する。

(3) そのうえで、それがわが国の憲法学と現在の憲法改正問題にとって有する意義と問題点を考察する。

## 4. 研究成果

(1) ドイツ語圏諸国（ドイツ、スイス、オーストリア）におけるエコロジー憲法（エコロジーを構成原理とする憲法）について、学説による構想、諸国の連邦および州（ラント、カントン）における実定憲法化の過程と現状を明らかにした。

たとえばドイツにおいては、1970年代以降、基本法への環境保護規定の導入をめぐる論争が展開されてきたが、東西統一後、基本法改正による20a条における環境保護の国家目標規定の導入や、旧東ドイツ地域の新五州の憲法におけるエコロジー憲法規定の導入などが行われた。

その源流は、旧東ドイツにおける民主的改革の象徴的な法的現れであり、エコロジーを重視したいいわゆる円卓会議草案であったと考える。円卓会議草案は、将来世代に対する責任の思想に基礎づけられた、基本権のエコロジー的制約・再定義、およびエコロジーに関する手続・制度という、新しい質をもつものであった。

円卓会議草案は早期統一の波に押し流された。しかし、統一後の憲法論議のなかで、オルタナティブな憲法構想として生命力を発揮した。「民主的ドイツ諸州連邦のための評議会」による憲法草案がそれであった。評議会草案においては、円卓会議草案におけるエコロジーの新しい質に発する、将来世代に対する責任の思想に基礎づけられた、基本権のエコロジー的制約・再定義、およびエコロジーに関する手続・制度が、より強化されていた。

草案のエコロジー憲法構想は、基本法改正および旧東ドイツ地域の新五州の憲法制定において、無視できない影響を及ぼした。

基本法改正作業の帰結は、94年の20a条の新設にとどまった。しかし、エコロジー憲法構想は、20a条の解釈の方向性を示すというかたちで生命力を発揮している。

一方、基本法改正の舞台では退けられたエコロジー憲法構想は、旧東ドイツ地域の新五州においては、部分的に実定憲法のなかに位置を占めるに至った。とりわけエコロジー的傾向が指摘されるのが、ブランデンブルク憲

法である。

またスイスにおいては、より顕著なかたちで、学説や運動により「将来世代の権利」の宣言の構想やエコロジー評議会の構想を含むエコロジー憲法の構想が提示された。これらの構想は、連邦憲法の全面改正やそれと平行して進められた多くのカントンにおける憲法の全面改正においてその実定憲法化が試みられ、部分的に実定化が行われた。

スイスのエコロジー憲法の展開においてパイオニアの役割を果たしたのが、1993年に全面改正されたベルン憲法である。ベルン憲法の思想は、新連邦憲法に採り入れられ、近年全面改正されたカントン憲法もベルン憲法に続いているとみることができる。

スイス憲法のエコロジー憲法原理は、1980年のアールガウ憲法に淵源する「被造物の尊厳 (Würde der Kreatur)」概念が、自然の憲法的位置づけにおけるコベルニクスの転回と評価されており、またペーター・サラディンらによる「将来世代の権利」構想も、その権利行使の「代理人」構想も含めて、スイスのみならずドイツ語圏における先駆的構想として重要な位置を占めている。

1999年のスイス連邦憲法全面改正においては、将来世代に対する責任、被造物に対する責任、永続可能性などが憲法規定化されたことに注目される。

連邦憲法改正と平行して進められたカントン憲法の改正においても、ベルンに始まり、アペンツェル・アウサーローデン、テッシン、ノイエンブルク、ザンクト・ガレン、シャフハウゼン、ヴァート、グラウビュンデン、フライブルク、チューリヒ、バーゼル都市部、ルツェルン、シュヴィーツの憲法全面改正によって、エコロジー憲法原理の実定化が行われた。ペーター・ヘーベルレは、スイス憲法のエコロジー原理に対して注目を喚起している。

エコロジー憲法構想は、オーストリアにおいてはさらにユニークな展開を示している。たとえば将来世代の権利の構想は、「将来世代の権利の保護に関する連邦憲法律 (Verfassungsgesetz)」制定に関する提言という形で提起されたし、「非核オーストリアに関する憲法律」の制定によって原子力発電所の建設や運転の禁止が行われていることもその流れのなかに位置付くものであることは言うまでもない。

(2) 同時にそれは、憲法に関する近代的な原理 (人権の保障や民主主義など) との関係で一定の緊張関係にたつものであることを示唆した。

たとえば、人権保障との関係では学問の自由や財産権のエコロジー的制約の問題、民主主義との関係ではエコロジー評議会などの

構想と民主的正当性の問題などがそれである。

それゆえ、ドイツについて言えば、「緑の糸」がめぐらされていると評価されているブランデンブルク憲法においても、例外的に所有権の行使や研究の自由のエコロジー的制限が規定されたが、エコロジー評議会の設置は退けられたし、スイスの連邦憲法改正について言えば、学問の自由や所有権のエコロジー的制約もエコロジー評議会の設置も盛り込まれなかった。

エコロジー憲法構想をめぐるこの緊張関係の基礎には、憲法理解の対立がある。この対立は、未来指向の憲法理解と過去を基準とする憲法理解との対立、積極憲法と消極憲法との対立と表現されることがある。あるいは国家権力と市民の自由との境界面定を本義とする法治国家的憲法観と、それを不十分と批判し環境的破局からの保護というかたちで安全をも国家に期待し個人の義務がそれを補完するという憲法観との対立としても描かれている。

(3) 2011年3月11日の東日本大震災とそれによる原子力発電所の事故は、原子力発電の法的規制の問題を含むエコロジー憲法構想の意義と現実性を期せずして高めることとなったと思われる。

とりわけオーストリアにおいては、原子力発電所の建設や運転を禁じた「非核オーストリアに関する憲法律」がすでに実定憲法化されており、「将来世代の権利の保護に関する連邦憲法律」制定に関する提言も行われている。これらのことは筆者はすでに紹介済みであるが、残念ながらこれまではわが国ではほとんど注目されてこなかった。

今後は、これらの憲法現象を改めてエコロジー憲法構想のなかに位置づけ、その意義と問題点を 3.11 後のわが国憲法学の課題に照らして評価する作業を引き続き試みたい。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

1. 前原清隆「憲法改正と私たちの責任」現代憲法教育研究会編『憲法とそれぞれの人権』法律文化社、2010年、213～221ページ (査読無)

2. 前原清隆「M. ダータンほか著、浦田賢治編訳『地球の生き残り-解説 モデル核兵器条約』長崎平和研究所『長崎平和研究』28号、2010年、135～140ページ (査読無)

3. 前原清隆「スイス・カントンのエコロジー憲法の現状」『日本福祉大学子ども発達学論集』第1号、2009年、85～98ページ（査読無）

<http://research.n-fukushi.ac.jp/ps/research/usr/db/pdfs/00022-00008.pdf>

4. 前原清隆「エコロジー的安全と憲法」森英樹編『現代憲法における安全 比較憲法学的研究をふまえて』日本評論社、2009年、682～707ページ（査読無）

〔学会発表〕（計1件）

前原清隆、未来の世代と憲法、子どもと法研究会、2010年7月24日、大阪経済法科大学

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

前原 清隆 (MAEHARA KIYOTAKA)

日本福祉大学・子ども発達学部・教授

研究者番号：20181604